

2023年12月11日

要 望 書

千代田区都市計画審議会
会 長 岸井 隆幸 様
委員の皆様

千代田区民の声を届ける会

代 表 堀 義人



日頃より千代田区の都市計画に関してご尽力を賜わっておりますこと、心より感謝申し上げます。千代田区二番町の地区計画変更の都市計画手続に関して、次のとおり要望します。

<要望事項>

- 1 二番町地区計画変更の都市計画手続に関して、都市計画法16条1項の公聴会を開催するように都市計画審議会条例2条3項に基づき建議していただきますようお願いいたします。
- 2 二番町地区計画変更の都市計画手続に関して、都市計画法17条の意見縦覧手続に際して、「住民」と「利害関係者」の区別がつくように意見募集するように都市計画審議会条例2条3項に基づき建議していただきますようお願いいたします。

<要望の理由>

1 都市計画法16条1項の公聴会開催について

二番町地区計画変更に関しては、2023年1月26日に都市計画法16条1項の公聴会が行われ、その後に17条の意見縦覧手続が行われ、同年3月30日の都市計画審議会で精緻なご議論をいただき、同日に採決すべきかどうか採決を行った結果、採決すべきでない10名、採決すべき6名となり、採決しないことになりました。専門家会議で6月6日と7月10日にご検討いただき、その結果として「都市計画手続については、今後の協議により新たな案が出てきた段階で初めから手続をやり直すということを確認しました」、「地域課題解決のためにマスタープランの表現からの一定の逸脱が、どのような条件の下に許容されるのか。あるいは、それは逸脱ではないと判断できるのかということが問題になり、この点についてはなお、この部会の委員の中でも議論が必要だと考えられますが、少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の大方の賛同が得られる場合



には、マスタープラン表現からの一定の逸脱も許容されることについては、委員の一致を見ました」といった報告がなされました（同審議会確定稿37頁）。

このような都市計画審議会の経緯があるにもかかわらず、行政は現時点で都市計画法16条1項の公聴会開催を予定していません。これは、「今後の協議により新たな案が出てきた段階で初めから手続をやり直す」という都市計画審議会での委員のみなさんの確認に明確に反しています。都市計画法16条1項の公聴会を開催しないまま17条の意見縦覧手続に入らないように、都市計画審議会として建議していただきたく、お願い申し上げます。

また、2023年12月6日の千代田区議会環境まちづくり委員会において、環境まちづくり部担当者は、高さ制限80メートルに変更する区の素案は「マスタープランに逸脱していないものと考えており、地域の大方の賛同を得る必要がない」旨を答弁しました。この点は、専門家会議で委員の一致をみてご報告いただき、都市計画審議会の場で委員から異論が出なかった考え方と全く異なるものです。行政が都市計画審議会と異なる考え方で区案を作成することがないように、公聴会の場で広く意見を聴く必要があります。この点からも都市計画法16条1項の公聴会を開催するように建議していただくようお願い申し上げます。

2 都市計画法17条の意見募集における「住民」と「利害関係者」の区別について

2023年11月6日の都市計画審議会においては、行政が都市計画法17条の意見募集に際して「住民」と「利害関係者」の区別をしていない旨の答弁があり、それに対して、委員から「足元の住民はどうか、在勤者はどうか、地権者はどうかと、やはり区分できるとするのは最低、だからどうということでは、数だけではないは理解しますが、その数のところはやはり出してもらわない」との意見が出され、住民と利害関係者を区別すべきとの意見について他の委員から明確な反対意見はありませんでした。そして、会長からは「ぜひ皆さんでしっかりと判断をしていただきたいと思います。その前提になる情報の整理について、これは千代田区としてやはり責任を持って事務局の役割をしっかりと果たしていただく」との発言がありました。

地区計画変更という住環境に大きな影響を与える事項の判断に際しては、住民がどのような意見を持っているのか、あるいは在勤者がどのような意見を持っているのかを整理した情報を前提として、調査審議していただくことが必要だと考えています。

「住民」と「利害関係者」の区分については、都市計画法上の定義も共通理解があるため、その定義を記載して意見を提出する際に氏名、住所、意見の内容とともに「住民」か「利害関係者」のいずれかを選択してもらえば容易に区分できます。二番町地区計画変更に際しては、記載された住所をもとに①二番町、②二番町含む番町地区、③千代田区内の住所、④千代田区外の住所に分けることができ、①から③については「住民」、「利害関係者」で分けることができます。そのように整理された情報を前提として都市計画審議会に

において調査審議していただくことが重要と考えております。

しかしながら、環境まちづくり担当者は、2023年12月6日の環境まちづくり委員会において、二番町地区計画変更に関する都市計画法17条の意見募集に際して、「住民」と「利害関係者」の区分をしない旨を答弁しました。これは都市計画審議会でご審議いただいたことと異なります。意見募集を開始してしまうと事後的に各意見について「住民」と「利害関係人」とを区分することは不可能になります。都市計画審議会において整理された情報を前提に調査審議して答申を出していただくために、二番町地区計画変更に関する都市計画法17条の意見募集に際して「住民」と「利害関係者」の区分をするように建議していただきますようお願い申し上げます。

以上

(本件担当者)

東京都千代田区二番町 5-1

株式会社 グロービス内

当会事務局 辻端

